

新しい生活スタイル対応のための 感染症対策補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民および観光客の安心・安全を確保することを目的に、新たに感染症対策のための事業に関する補助制度を創設しました。

補助対象者

京都市内に不特定多数の市民及び観光客が利用する店舗、来客型の事業所等を有する中小企業等のうち、京都市の「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」による助言等を受けた事業者

○アドバイザーチームによる助言

ア 専用フォーム又は電話による相談

感染症対策等に関する疑問について、保健師等をはじめとした専門スタッフが助言を行います。

▶専用フォーム

「アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ」からアクセスして下さい。

<https://www.newstyle-kyoto.com/>

▶電話 0570-010008 (平日9:00～17:00)



イ 研修動画の視聴

サポートナビのホームページ上に、アドバイザーチーム顧問の監修による研修動画を掲載しています。
“漠然と感染症対策等について不安がある”方等は、まずは同研修動画を御覧ください。

補助対象経費

感染症対策のための備品、什器または機器の調達等に必要経費（裏面参照）

補助金額

ア 補助限度額 1店舗等につき上限額 10万円まで
(1事業者あたり10店舗等が上限)

イ 補助率 補助対象経費の2/3以内

※予算額を超える申請があった場合、実際の交付額が補助率を下回ることがあります。

対象事業期間

令和2年8月5日(水)～令和3年2月28日(日)

申請受付期間

令和2年9月14日(月)～9月25日(金)

当日消印有効。持参による申請、対面による相談は受け付けておりません。

提出方法

郵送

申請様式

<https://www.kyokanko.or.jp/news/20200819/>



申請先・お問い合わせ先

「新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金」事務局 ☎075-213-0030 (平日9:00～17:00)

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427 京都朝日会館内

裏面あり⇒

Q & A

Q1 補助金の申請を行う前に実施したものについて、申請することはできますか？

当補助金は、令和2年8月5日から令和3年2月28日の間に実施した事業が対象となりますので、申請前に実施した事業でも、アドバイザーチームによる助言等に基づき実施する事業であれば、申請することが可能です。ただし、事業に要した経費を確認できる書類（領収書等）が必要です。

Q2 どのような事業が補助対象となりますか？

【補助対象となる経費の例】

- キャッシュレス等の非接触型設備の導入、事前予約システムの導入
- 抗菌・抗ウイルス処理加工の施工
- フェースシールド、自動手指消毒器、消毒対応足ふきマット、使い捨てスリッパ、空気清浄機、サーモグラフィー等の購入やレンタル
- 店舗等の利用者に対し、マスク着用等の衛生対策を講じるよう啓発、注意喚起するためのポスターの制作
- 仕切り板、パーティション購入やレンタル、客室の個室化を行うための設備工事費
- 網戸の設置、換気設備の更新・増設
- 自動水栓器、自動開閉便座の設置、従業員用の洗面台の新設工事など

【補助対象とならない経費の例】

最低限取り組むべき感染症対策として一般化しているもの（マスク、アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、洗剤、石鹸）の調達経費、既に取り組まれている感染症対策に係る消耗品の追加調達経費、事業実施に係る従業員の人件費、施設維持管理費等

Q3 申請に必要なものは何ですか？

交付申請書（第1号様式）を記入して、申請してください。交付申請書には、各経費の見積書（ホームページやカタログの写し等も可）など、経費の算出根拠が分かる資料を添付してください。実施済の事業については、領収書の写しを添付してください。

Q4 補助金を受け取ることができるのはいつですか？

事業完了後に提出いただく、実施状況の写真や領収書等を添付した事業実績報告書（第6号様式）を確認後、補助金額を確定し、支払いとなります。

Q5 国等の補助金をもらっている事業について申請できますか？

国や地方自治体、他の行政機関等から補助金を受ける、又は受けた場合、その補助金を除いた金額を、申請することができます。ただし、他の補助金と重複して申請することが禁止されている補助金（例：[京都府]新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金）を受ける、又は受けていた場合は、本補助金を申請することはできません。